百人一首拾穂抄 下之二

内閣文庫

一 ホナガラソウ
コトカハリタ
二 男ノ心モレラ
三 ヲバ所ノ長髪
四 乱レタサウニ
モヤ〳〵ト心ガ
五 乱テ今ハ
六 キツウ思ヒ
サイタシマス

待賢門院堀河

待賢門院障子大約言公實女。白河院御猶子。鳥羽院后。崇徳院後白河院二代母后也。作哥部類云法性寺関白猶子也〻〻。堀川村上皇子具平親王末葉六条右府顕房孫神祇伯顕仲女也

なげらんかもとつぐ男繁のみだれて今秋の物とこそ思へ

[illegible]

○家集ゆ[illegible]

[illegible]

行教ハ[illegible]ヒキ[illegible]ハナル物ナリ[illegible]

後徳大寺左大臣　實定公

東宮大夫公實曾孫徳大寺左大臣實能公孫。大炊御門右大臣公能公子也。母中納言俊忠女也。正二位左大臣按察遠使別當云云。井幽抄云。法大寺ハ左右ノ大府ノ寝殿ノ西ノ角ノ方ナリ是ハ法大寺ノ左府ノ寝殿ノ西面ニ[illegible]云云

[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ

[illegible]

一 思ヒニサシツマツテ雖ハシテ

二 モノヒテモ余ヘ

三 ヤツハリヨクヘテ死モセヌモノラ

四 名角人ノツレナイニエユタヘズニ出ルモ

[illegible]

[illegible]

五 涙ヲオロイ

[illegible]

御堂関白道長公四代孫大納言忠家孫権中納言俊忠
つ子也母伊与守教家女。或形像女云。仁安二年正月
廿八日正三位。嘉應二年七月廿六日皇后宮大夫。義安二
年二月十日皇太后宮大夫。安元二年九月廿八日出家。
法名釈阿。六十二歳。元久元年十一月晦日薨。九十一歳
世称云姉六条京兆顕輔卿ノ子ニ成ル。何形像ト云フ
ヲ改後成ト云。微古記物語云後成家五条家ノ祖
ト云フ。その彩色ハ今の世絵ノ如シ。後ノ五条
乃ニ位ト云フ。宮内卿云。五条ニ位入道後成ノ
子孫ニ成ル。墓像乃至[illegible]

[illegible]

家乃前司道綱を嫌ふ。彼人と同車まあひ家て墓後乃家にゆきもしらるるあり。彼人共河八十五年ありしを。師云六条家の高乃風体ばかりきらふ。金吾墓後乃身まよりかりに古と絶後しりひ和歌乃一流をとるのみ。これよりこの世よりの二条家乃祖とあつぎまなわ。文治二年九月十五日後白河院乃院宣によりて。千載集を撰ばしめ。道世乃撰集のまもを撰ばが和歌式に準ぜ。千載集序。後白河院乃仰師範にて。建仁二年二月十二日に和歌所にあつまり九十首をのふ。家を日記に表。凡体を近代秀哥に撰ぶ。八十三。後鳥羽院にいたれるまわ。ひ。ひ。れやうと学ひ行んとうつ。ひ。ひ。ひ

イコトハアルマイト思テ山ヘ入テミレド山ノ四オクニモヤハリウイコトガ五カシテ六麻カナリハアレ

も山の中みちとあり。よ載集にも山の奥ふもとあり。山岸
ほそ炭ゑんにも市柳云。そもそも世のうきをのがれ山ゐ今
をとはりい入山の奥に。麓の物をもとめ。ぎりをうゑ。山
の奥にも世のうきをあり。とみるい作。世の中
よ遁れいでゝ遁こゝろあれとも歌心。題別に載集撰
ばるべからいれもくみいるもしらぬ世をこゝろあれと
あるところ俗歌あり。とは断あり。と別あり。
初句をあるいは作。をの一首に。参議あり
しばらく歌をふ。とくに。あり。熊首加ごとくに
院宣ふ。し故。みな首を加へる山とよのるあるべし。
於所以歌あり

菅原清輔朝臣

右京大夫弘輔卿。母能因心守能因女。太宰大弐大進正

四位下。長門守。奥後拾。和歌所撰。袋中抄。述懐物。
續詞花集。八代集。奏議。及びに。史朝臣
乃ち奥。とあり。特に云はく。中ほどに学ぶ
ことの人乃。系乃。清輔。云文なり。作者。異説
むし。今。通。とあり。序。歌。云乃。抜。とあり。有
心体を存。これ。淡。とあり。なり。
ほ。べ。ば。とあり。しば。作。云。
云。俗。云。清輔朝臣。乃。弘。才。有。ぶ。
と。ば。し。と。ば。ば。歌。絶。求。
ぶ。清。と。わ。は。し。
なん。作。乃。ん。は。
と。云。て。歌。集。
なぶ。清。ぶ。ん。
岩。時。
巻。色。日。上。
新古今雑下。題しらず。云。云。清輔云。清輔

四ノ五

四ツライリート思フタ昔ノ世ガサ五デハナツカシイスリヤ長イキンテ井タヅ
二タ沒ニ妖ツ

ライト思フ今ガマダナツカシウナルデアラカイ

面影除見去心今既不如昔後見ハ思ヒそんじるのゝ心ぞ人乃心を慕ぜん為ぞと。哥
覚不如今はゝのゝおもかげ

むかしの殘れるもとゞまりとゝ。とゝ乃うきとゝ世ふ世代とも
をもてゝ面白ふ。一体ふるぶ。いにしへをしたゝ殘ふ。ふるぶ。餘情あるし

後恵法師

略名明ら和尚乃師し号所物こあり

大納言經信ゝ孫。後頼教臣子也。無乃物云後恵法師歌を
哥林苑とゝ。ゝ乃ゝ乃ゝ。ゝ云ゝ。又云後恵詞我人
ゝゆゝゝれゝる殘ゝふゝゝゝゝゝ。ゝゝ。我人のゝゝゝゝ
ゝゝ殘ゝゝゝゝゝ

衛尉云云 俄発心出家 所々修行云云 法名円位号西
行 京方 亦号西行 八中 物云 定家云 哥乃道を待
よりなるなりなり 誠 西行 ことにあはれなる
あり。とて 真風情あるなりと 西行
ものとて 此道乃達者 真乃ち近代 人
むかしを乃ひ 中ころ 越 や 行 人
又云 後成清輔 西行法師 云云 ぶ道 物
なるなりとは みるまれなるなり。凡中 なりの
うは ぶみちを 達 人 もく
いちうを あ乃 あ 学べし。 物 云 西
人 哥 とよくく 乃れ ぎまとく ぶみちの
物 とおしくべり。これをつねをみこころ乃上
とおぶ なれをるなり。物乃 ことの 談乃例の
ものとと 和定 云 物 あり

一月ノミニハトカリ涙ガコボレルナゲヽトイフテ

二三月ガ物思ハヌセルカ月ハ物思ヒヲサセルモノデハナイニハアラマ

ア月ガ物ヲ思ハセルヤウニカコツケガマシウ

五シガナミダハコボレルカナ

なるべくして月やも物 なるこころ
多載集 五月 物 とい
ことを 云 ハ
ものを 物
月乃 物
平懐乃侍 ことれ
西行乃 骨 上
物 物
月 月
物 物
世 物 物
月 物
具平親王 楽天贈門詩云 莫對月明思往事 損君顔色
君年云云 いたれしらの詩 ちあり

四ノ七

寂蓮法師

俗名定長 中務少輔 従五位下

俊成は猶子實定、後成は養子脩孫後海西園寺入道
左大臣云々 建仁二年七月十日午時計參上左中
弁少輔入道寂蓮逝去之由云々 未聞及歎聞之帰退去
已依爲輕服也浮生無常無不可驚 今聞之哀傷之思
難禁 自幼少之昔久相馴已數十廻況於和歌之道者
傍輩誰人乎 已以奇異之逸物也 今帰泉爲道可恨
於身可悲云々 寂蓮追悼之詠 已をばるせのうと
ゆとをとゝ れ共おもへるにしたがひ
輕服云々 寂蓮をえしいとれ秀人なり面白き
も出来ることも心あり ても ことに 八宗法勝云々 服服法
師 寂蓮法師 凡情を世下り 弁ひのうに 伝れ
ど 惜 古やゝ久しく伝ちんたきもの 歌あるべ
ものり 寂蓮りと云さらに寂蓮りと 伝ちやる
歌 服服 ものり 寂蓮 ものり

されどこれがあるべき服服なるべ伝ちやうに
ど伝ちば寂蓮 用 服服やうにる
寂蓮の法 ものり 寂蓮 ものり
も真 ものり
云々 寂蓮 わ ものり 季経 服
法師 ものり 寂蓮 ものり
ものり ものり 只 ものり
云々 弁性 云一条法 云々 方 家六百 歌 ものり
方 ものり 数 ものり 加 判 方 伝 出れ
ものり 自 餘 人 不 系 ものり 寂蓮 服服
毎 ものり
独 結 ものり 寂蓮 ものり
ものり 殿中 ものり 女房 例 ものり 結 ものり 歌 ものり
明 ものり 近 比 定 定 ものり

乃口と同じやうにそれ佐りを落さ寂蓮女先ごこそ
ありまを法所遠ていかるなりのもいはまてはこの旅
口は事ひうえんまるごどもそ京都まるごを法澄伝
らまるまりてそれくれまりはまるりの京伝ましやみ
ちようなを京のもくてかるの和と知ようこそれる隠
ひらまえの事もまこひまをの集ょ事えれのりる枕の夕ましれ
彰古と枕下 ニ中ニてのあまてまた京公る付ましこれ事
は和云深山の枕の夕乃さ面たるやうの体とこかる旅ちんり
ほうこう絶てぶにさるりまごと四流付てえ結ま枕を深山よ
あるものこ枕乃夕ま村雨乃中うれたくさうりくと枕のこありる
ずも事ましのりる枕を結く思べ一集ょ面白くも林くと
家も深く侍へさうや手古ちくかうくとう。師流こ夕事まして
彼枕ましこのあを寂蓮ましまを世よこのるる代定家つ山ましてう
ふうこ我かをりるまくとに凡情集情見ましまくべう結

ヒトシキリ村雨ガ降テ
三
ナドニヤ家モ
四
ル 源山秋
ノ夕言ハ枕
ムサビシイ

二
カリニナヨ
三
ツトヒトヨ ナタ
ガリノチギリ
ヒ
チヤニ ザウニ
シテシメルマデ
五
ヨシムウニ月
ヨリクテルコカ
ヤ

皇嘉門院別當

皇嘉門院聖子法性寺関白忠通公女也母大納言
宗通卿女崇徳院后大治五年二月廿一日立后又
安六年二月廿七日院号 近衛院准母云云
別當其子親王未孫大蔵卿師澄孫太皇大后宮亮
俊隆女也
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

式子内親王　号萱斎院

後白河院第三皇女母従三位成子大納言[illegible]
母云々[illegible]乃奇院[illegible]
萱斎院二条院[illegible]内[illegible]
乃母なる[illegible]
[illegible]

新古[illegible]

[illegible]

[illegible]

殷冨門院大輔

殷冨門院亮子後白河院第一皇女母従三位成子宗徳院准后云々大輔内大臣[illegible]九代苗裔白河院判官代

コチナミダニ色ノカハツタワシガ袖ヲツレナイ人ニニセタイナアシシマノアマノ袖デサヘモメレニヌレテモイロハカハラヌニ妖ワシカ袖ハコレコノヤリニクガカハツタ

行願孫従五位上信成女也

見そなはせ雄略の御袖をにしぬまこそぬれ

[千載集恋四詞書]

[illegible]月[illegible]何[illegible]乃[illegible]

雄略ハ奥羽松嶋ノ名所也雄略と云何を略乃字屬くよみを松嶋の雄略ことにぞあるくよみを附き略のまを上にかなをいれてよむなり[illegible]

あれこそかくぬが我袖を紅葉するをはりをそなりかくのごとくとくるをそなりを我袖乃色をそなをやるどのかこぬまをぬれ[illegible]

ぬれをるまの袖し四[illegible]

[illegible]

[illegible]

一キリ〳〵スガナイテ素服イキツウサムイニムシロノ上ニギルモノ、ヒニ二ヌラ表テ今有モヒトリ麻ヲスルコトカイマア

山ぶき〳〵ハ絶句まき〳〵出タ人ハ歌集ヲ校像。月清集ヲ六家集ヲ集メ

きわ〳〵ゑなるやゑ表ゑさをゑ表ゑ表ゑ表

多不寿ぬ有りたうとあれさ為ばたして物ぐうてぬ
ところあり

鎌倉右大臣

実朝公童名千幡君　建保六年十二月二日任右大臣

左馬頭義朝孫右大将頼朝二男母北条時政女政子云
右大臣正二位征夷大将軍　建保七年正月廿七日薨廿八東鑑
法名公法大臣常寛井相国　衣笠門府公三人交衆門井
之門殊上皇云　鎌倉殿乃右府はもるたる歌人を
ばかりなる古人乃歌作りあるべきもとはつけ
ゝと宮ゝ乃ゝいるゝ乃ゝとうはいの作る彼歌作
とん作るみくゝう遐歴乃心をしでゝ物うく作る法
あるりかなゝへくゝと作るぬ凡骨あり
ゝれあるはたねゝもがゝ乃法ゝぐ者れ小ゝ乃理ゝかゝ
歌物語　鶴蔭記　不忘　公法物云　公法うゝゝ世の中と

何ゝゝゝゝゝ乃ゝ乃ゝ乃

[illegible]中納言忠教卿の孫刑部卿頼輔の孫刑部卿頼経子母[illegible]雅女也云々参議従三位蹴鞠和哥両道の人也　新古今云人乃世[illegible]

[illegible]

[illegible]

慈鎮和尚の法集拾玉集と云ふ六宗集の中にあり
稽古云大僧正慈円の風骨を思ひ合せるものなり
思ひ入れなくして作りたるものなり
ものの物語りあるきくんちぐ世界の絵作也唯其人独
乃桜辭とぞ云べし
物不思なくして此世の民の物語りあれば
[illegible]
我身残り早下るべしいつ身の命もあやうく乃ち
此歌の也彼仏教 成解多羅三藐三菩提乃ち
わが古和尚の異名あり此法あり
伝衣乃ち
東野の石窟多羅三藐三菩提乃仏とは
もなくなりたるこの法智のなくれるもの
乃上ととなり

四ノ十五

ちちち

入道前大政大臣

乞経乞 法名覚空 西園寺殿祖

西園寺祖。中納言通季の曾孫。内大臣實宗公二男也。母前中納言藤原基家の女。承安元年誕生。貞應元年八月十二日任大政大臣。寛喜三年十二月廿二日依病出家。法名覚空。嘉祿元年中令建立西園寺云云。

[新勅撰]

たちそふる[花の香を]ふるしは[古]の雪なれはいとはるかなる[雅]

[新勅撰]

[花の香を]ふるしは[古]の雪なれはいとはるかなる[雅]

身のとしをつもるへはゆくすえもとはれぬ雪のあけくれ

云々。

[新勅撰]

[花の香を]ふるしは[古]の雪なれはいとはるかなる[雅]

凡俗もなをなを云しはれ云事ぬ人とまたたのうゝと
いふ一日乃事よ伝ゝぶ人　祇園云ける伝ゝといふ八一夏の
百よあゝぶ連ゝ様しい乃切なるゝ俗を説ゝ説ゝ説ゝ
夕云れもこぬ人を祈ゝ祇園ゝ祇園ゝ説ゝ説ゝ説ゝ
乃と云ゝよゝやゝゝと云ゝを入ゝゝん伝ゝ
ゝたゝゝ乃ゝゝ乃ゝ多ゝゝゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

八十二代

後鳥羽院

諱尊成　法諱良然

在位十五年

高倉院第四皇子母殖子号七条院贈太皇太后

建久元年治承四年七月十四日即位寿永二年八月九日践祚

建久九年十一月譲位十九尊号

七月八日於鳥羽殿御出家同月十三日依関東之

計仏号後隠岐国延應元年二月十二日崩六十三

同五月十九日可尊号顕徳院之由宣下仁治三年七

月八日以院庁可尊号後鳥羽院之由宣下被成

宣旨猶懐旧之情被立高野之宝塔

しいたしたてまつりけいこのうへ

此聖よりこの院のうへおなじ位にわたりあの道をこそ

おもはせたまへ

おなじ

[illegible]

四ノ十九

とはげんのうつ[illegible]内家二位定家卿の家隆卿[illegible]

ざうのうつせうこ[illegible]

[illegible]

みぎりどこのくさのふかきあはれはしらしらはり

[illegible]

人もおしへしらるるあはれなるよ世にふるものは

後鳥羽院御歌

[illegible]

をかるしむらさきのせにかはるなるなにはの

[illegible]

[illegible]

[illegible]

人しうしたがはしめ給ふ小系の將軍家の御時
て國政おこなはせ給ふ
と困る故に
乃人民
見るに
たゝかひ
國家安
極く
物

八十四代

順德院　諱宜成　在位十一年

後鳥羽院第二皇子母修明門院藤子贈后大臣範季女建久八年九月十日降誕正治二年四月十五日立太子承元二年二月十日元服十二月四日任中將建暦元年十一月十五日受禪十日義久三年四月十八日讓位十五日尊号

一 然禁裏ノ内
二 モイカウフ
テツキハニシテ
三 ツケテムカシ
オモヒ恐ブニ
アマツテイフ
モイハレヌコト

同年七月十日依關東之沙汰奉移佐渡国仁治三年九月十二日於佐渡国崩御四十六才　增鏡云ふんどくの彰子
百之
形ばかりの御葬送
百姓乃
山の
なと

チヤワイ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

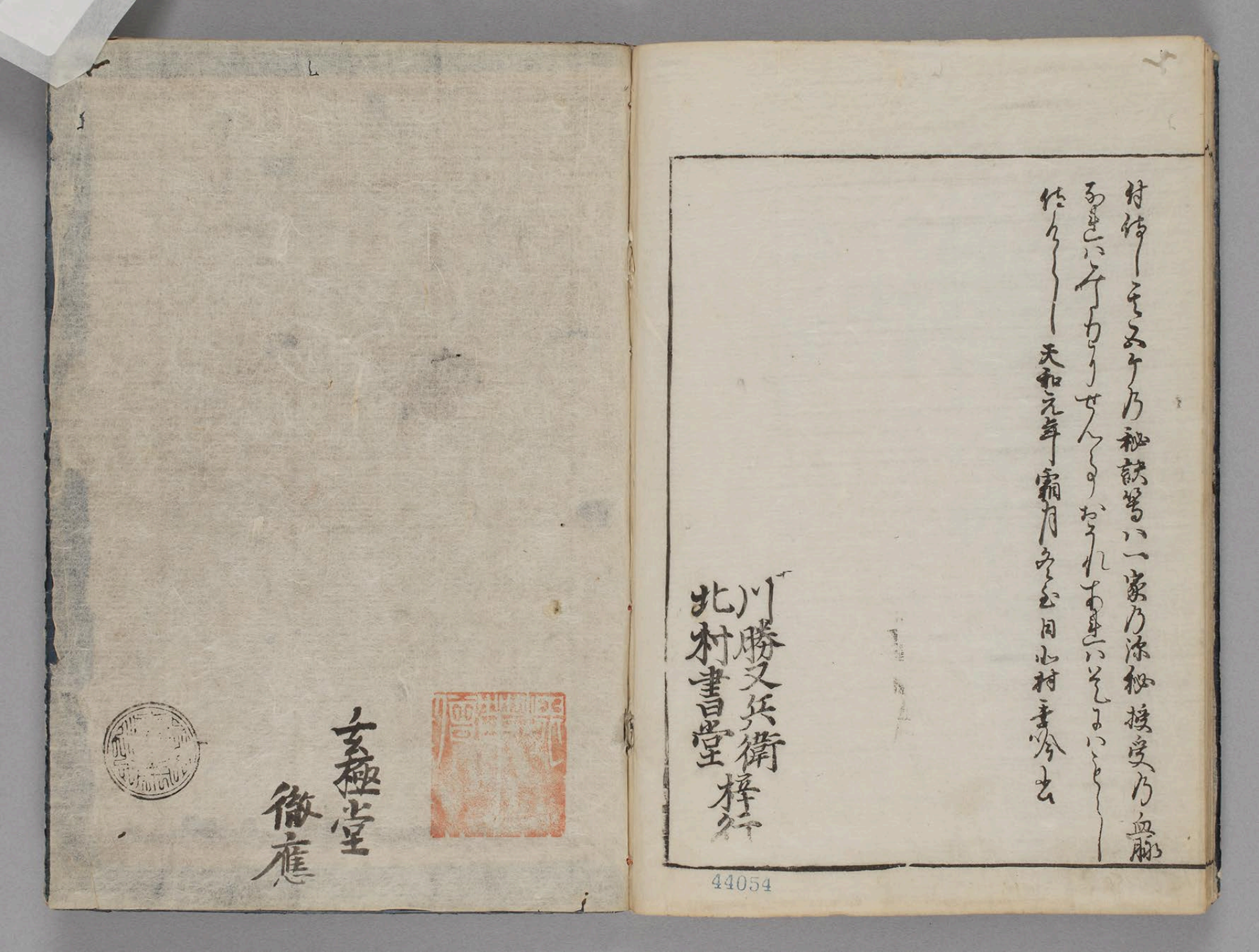

付伝ーを又ケ乃秘訣等ハ一家乃深秘授受乃無
るべきハケ乃りぜんとのおそれあるべきハそなはいとも
伝ゑ〻〻〻 天和元年霜月みそか日小村書写

川勝又兵衛
北村書堂 梓行

44054

玄極堂
徹應

x·rite ColorChecker® Color Rendition Chart